

## 株主総会関係資料の電子提供制度について

2022年9月1日に施行された改正会社法を踏まえ、株主総会関係資料のお取扱いが下記のとおりになりますのでご案内致します。

### 記

#### 1. 株主総会招集ご通知について

- (1) 従来の招集通知に代わり、ウェブサイトのURLを記載したアクセス通知を株主総会開催の2週間前までに送付致します。
- (2) これまでの招集通知で確認できました事業報告や、連結計算書等などの株主総会関係資料は、紙の形式では郵送を行いません。その代わりに、株主総会開催の3週間前までに当行ウェブサイトに掲載しますので、招集通知に記載のURLより、ウェブサイト上にて確認することができます。
- (3) 議決権行使書は従来通り同封しますので、株主総会にご出席頂けない場合は、郵送もしくはインターネットによる議決権行使となります。

#### 2. 書面交付請求について

- (1) 従来通りの招集通知をご希望の株主様、また、インターネット環境を準備することが困難な株主様におかれましては、株主総会基準日(※)までに、お取引の証券会社もしくは株主名簿管理人(当行はみずほ信託銀行株式会社)に対して「書面交付請求」のお手続きをお願いいたします。お手続きの完了を確認した後、書面の招集通知を郵送致します。  
ご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または株主名簿管理人までご連絡ください。

(※) 例：2024年6月開催の第119期株主総会の場合、株主総会基準日は2024年3月31日となります。

#### 3. その他

株主総会資料の電子提供制度及び書面交付請求について、ご不明な点がございましたら、次項記載の当行株主名簿管理人までご照会願います。

#### ○お問い合わせ先

連絡先：みずほ信託銀行株式会社

電話番号：0120-768-524 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 9:00～21:00

書面交付請求書申請フォーム (24時間、365日)

[https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/929?category\\_id=1&site\\_domain=default](https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/929?category_id=1&site_domain=default)